

○茨城県立医療大学学外共同研究員規程

〔平成9年11月19日〕  
〔医療大訓第44号〕

改正 平成9年12月17日 平成13年4月18日  
平成16年6月16日 平成25年12月18日  
平成27年3月18日 平成29年11月17日  
令和3年4月1日 令和5年1月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則第62条第2項の規定により、茨城県立医療大学(以下「本学」という。)における共同研究に係る学外共同研究員の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(学外共同研究員の資格)

第2条 学外の学術研究者との交流を図ることによって、学術研究の進展に寄与するため、本学において、専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を学外共同研究員(以下「学外研究員」という。)として受入れることができるものとする。

2 学外研究員は、次の者とする。

- (1) 本学の専任教員及び助手に準ずる資格を有する者
- (2) 前号以外の者で、学長が適当と認めた者

(受入れ条件)

第3条 学外研究員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その所属する機関の長の承諾が得られる場合に受入れることができるものとする。

- (1) 本学の専任の教員が学外の学術研究者と共同研究をする場合
- (2) 本学の専任の教員が特定の研究の発展のために、学外の学術研究者の協力を必要とする場合
- (3) 前各号に準ずる場合

(申請及び承認)

第4条 共同研究をしようとする本学の専任の教員(以下「受入れ責任者」という。)は、その所属する学科、センター、専攻科及び付属病院の長の同意を得たときは、学外共同研究員承認申請書(様式第1号)に就任承諾書(様式第2号)及び研究活動の不正行為等に関する誓約書(様式第4号)を添え、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、研究・学術メディア委員会の審査に付するものとする。

3 学長は、前項の審査に基づき受入れを承認したときは、学外共同研究員承認書を受入れ責任者に交付する。

(研究期間)

第5条 学外研究員の研究期間は、受入れを承認した日の属する年度内とする。ただし、必要があると認めた場合は、所定の手続きを経て期間を延長することができるものとする。

2 期間延長に係る手続きは、前条を準用する。

(研究実施の報告)

第6条 受入れ責任者は、研究期間の終了後1ヶ月以内に学外共同研究員研究実施報告書(様式第3号)により学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の規定により研究実施の報告を受けたときは、速やかに研究・学術メディア委員会に報告するものとする。

(施設等の利用)

第7条 学外研究員には、本学の教育・研究に支障のない範囲で、研究に必要な本学の施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の利用を認めることができるものとする。

2 学外研究員は、前項の規定により利用を希望する施設等がある場合には、予め茨城県立医療大学施設等管理規程(平成7年医療大訓第18号)第3条第3項に基づく室管理責任者の承認を得るものとする。

(損害賠償)

第8条 学外研究員が故意又は重大な過失により、施設等に対して損害を与えた場合は、学外研究員の責任において処理するものとする。

(身分の取扱い)

第9条 学外研究員は、茨城県の職員となるものではない。ただし、受入れ責任者が主体となって出願する共同研究に関連した特許権等に関する取扱いについては、茨城県職務発明等に関する規程第6条から第8条、第10条から第16条及び第21条を準用し、職員同様に取り扱うことができるものとする。

(受入責任者の責務)

第10条 受入れ責任者は、学外研究員の活動について、施設等の適正な利用をはじめ、関係法令及び本学規程等を遵守するよう指導及び監督をしなければならない。

(適用除外)

第11条 茨城県立医療大学共同研究費取扱規程(平成15年医療大訓第1号)における共同研究員については、この規程を適用しないものとする。

(細則)

第12条 この規程に定めるものの他、学外研究員に関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成9年12月17日から施行する。

附則

この規程は、平成10年7月15日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月18日から施行する。

附則

この規程は、平成16年6月16日から施行する。ただし、第6条については、施行日以降に承認された受入れ責任者に対して適用する。

附則

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 11 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 1 月 25 日から施行する。